

承認 議案5で採決書面 第3回理事会

規約を一部変更 評議員から「代議員」に

各課金 今年度後期は通常徴収

全社連は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から令和3年度第3回理事会を書面採決により実施した。今回は賦課金と中間決算予想、各委員会の件や規約の一部変更、来年度以降の全国大会の開催地(案)の承認、令和3年度生活衛生関係営業対策事業・研修会の全5議案が提案され、いずれも承認された。

理事会の議案は9月22日に各理事へ発送し書面による承認を求めた。

第1号議案は賦課金と中間決算予想について上程した。今年度の各課への賦課金は6月の総会で前期(4月～9月)は定額賦課金の見直し、後期(10月～来年3月)は会費相当分を含む通常の賦課金とする方針を決めた。その後、コロナ禍の長期化に考慮し後期についても減免を検討したが、全社連の財政状況を考慮するため変更はせず当初の方針を維持する。

第2号議案は各委員会の件は、第29期の組織・財務、法制・税務、振興事業、事業委員会担当副会長、各委員会メンバーは理事以外役員から選出しているため、今回改正副会長会議が9月16日

針通り通常の賦課金とする提案をした。今年度の中間決算予想も書面でも示し共に承認された。

第3号議案は定款・規約の一部変更について上程。規約のうち評議員、特別評議員の名称を「代議員・特別代議員」に改め、かつ「総会において議決権はもたないが、ほかは理事と同等とする」ことを提案し、承認された。この変更により役員としての位置付けがより明確となり、総会への出席も可能となった。書面採決後から新規定が採用されている。

第4号議案は来年度以降の全国大会の開催地(案)の承認について上程した。令和4年は、11月14日に

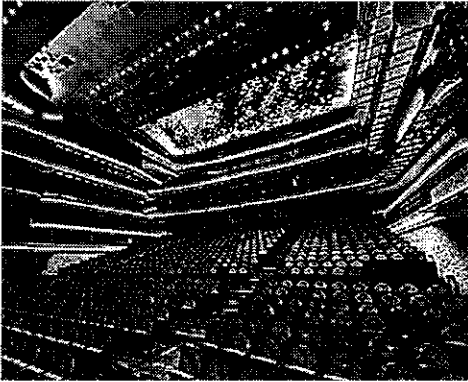
理事会の上程議案を審議 第4回改正副会長会議

午後、全国生活衛生関係営業対策事業・検討会議の特別会議室で開催された。令和3年度生活衛生関係営業対策事業・検討会議の終了後、開催した。6月の書面総会で役員改選が行われてからは8月に続き2度目の開催となった。出席者は友本正己会長、副会長の福長徳治、伊藤一成、町田宏之、中島ヒロ子、佐々木克己、塚口智安宅修治各氏、保志雄一専務理事、伊藤素近総務部長、鈴木悦明経理部長。

友本会長の挨拶に続き、賦課金、第29期各委員会、定款・規約の一部変更の件、来年度以降の全国大会の開催地(案)の承認について話し合い、今年度生活衛生関係営業対策事業(研修会)の件を含め、第3回理事会に上程することとした。このうち各課への賦課金

全国社交飲食業沖縄大会

令和4年度第46回全国社交飲食業代表者沖縄大会の会場となる「那覇文化芸術劇場」なはーとが10月31日に開館した。



なはーとの大劇場(施設パンフレット・デジタル版から)

来年の11月14日に開催 会場の劇場が那覇に開館

懇親会は沖縄ハーバービューホテル

同劇場は今年、市制100周年を迎えた那覇市で建設が進められてきた。沖縄大会は来年11月14日(月)に同劇場で式典・大会、同日夜に沖縄ハーバービューホテル(那覇市)で懇親会が開かれる予定となっている。

全国大会はコロナ禍の影響で昨年、今年と2年連続で中止となり、3年ぶりの開催を目指している。主催は全社連(友本正己会長)、主賓は沖縄県社交飲食業生活衛生同業組合(下地秀光理事長)。

沖縄での全国大会は1988(昭和63)年、2009(平成21)年に続き通算3度目で13年ぶり。

会場の「なはーと」は大劇場(1602席)などを備える大型ホール。メインストリートの国際通りに近く、ゆいモレールの県庁前駅及び美栄橋駅から徒歩6分の場所にある。

オープンした10月31日には、開館記念式典が行われた。

全社連第29期各ブロック長及び委員会名簿 (敬称略)

委員会名	組織・財務委員会	法制・税務委員会	振興事業委員会	事業委員会
担当	伊添副会長	福長副会長	塚口副会長	中島副会長
ブロック長	伊添副会長	福長副会長	塚口副会長	中島副会長
北海道ブロック	佐藤 和年	岡村 秀明	前田 秀幸	高田 翠子
東北ブロック	上村 孝 (宮城県)	菊地 健太郎 (山形県)	小野 隆 (秋田県)	緑川 和久 (福島県)
東京ブロック	保志 雄一	龜島 延昌	原口 悟郎	並木 茂
関東ブロック	西谷 真也 (埼玉県)	中野 智之 (栃木県)	岩崎 崇 (埼玉県)	斎藤 洋平 (山梨県)
中日本ブロック	佐山 義則 (愛知県)	今井 明弘 (石川県)	川口 美敬 (三重県)	楠目 純之 (滋賀県)
中・四国ブロック	多田 昇弘 (愛媛県)	笠原 章史 (高知県)	真鍋 慶吾 (兵庫県)	大澤 洋仁 (香川県)
九州ブロック	木下 善行 (長崎県)	江藤 隆 (熊本県)	長尾 淳子 (大分県)	迎 和代 (福岡県)
沖縄ブロック	下地 秀光	川上 直也	仲松 友幸	渡久地 等
				小浜 千代

の全国大会の開催地(案)の承認について上程した。令和4年は、11月14日に沖縄県で開催し、その後、5年、6年、7年は3県を候補地とするスケジュールが提案され、承認された。第5号議案は令和3年度



全国生活衛生館で開かれた第4回改正副会長会議

については、当初予算通り今年度後期を通常の徴収にする場合と前期同様、定額賦課金のみの徴収とした場合を比較した結果、後期は通常通り徴収する案を提案することとした。

報告事項では11月1日から新事務員を採用する見通しなどが報告された。

- ◆全社連賛助会員・申込企業 (番号はTEL)
- 酒類メーカー アサヒビール株式会社 03-5608-5158
 - カラオケ機器 株式会社エクシング 03-6848-8183
 - 酒類メーカー キリンビール株式会社 03-5641-2270
 - 酒類メーカー サントリー酒類株式会社 03-5579-1000
 - 冊子等制作 株式会社ブライト 03-5259-8833
 - 電力・ガス 株式会社ミツウロコヴェッセル 03-3275-6316

報告事項は、第19回全社連暴力団等排除対策協議会を11月17日(水)午後2時から東京の全国生活衛生館で開催。第5回改正副会長会議を11月16日に東京都内で開催予定であることが報告された。

スタンド灰皿。火を消さないで入れるのは、煙をふやす行為だ。

Stand ashtrays. Disposing of a lit cigarette in one just creates more smoke.

MORE INFO → www.jt-manners.jp

喫煙所の一步外は、ちょっと喫煙所だと思つた。

I thought a step outside the smoking area was still a smoking area.

あなたが気づけばマナーは変わる。

ひとのときを、思う。

徳島県社交のドリンクラリも対象

飲食店等で実証実験

ワクチン検査パッケージ

政府は10月から11月にかけて、新型コロナウイルス感染症の検査パッケージに関する技術実証。今後、緊急事態宣言が出た場合でも行動制限を緩和できるような実証実験を北海道、埼玉、大阪など14道府県の飲食店等で実施している。飲食分野の対象の一つには、徳島県社交飲食組合のドリンクラリも含まれている。

正式名称は「ワクチン検査パッケージに関する技術実証」。今後、緊急事態宣言が出た場合でも行動制限を緩和できるような実証実験を北海道、埼玉、大阪など14道府県の飲食店等で実施している。飲食分野の対象の一つには、徳島県社交飲食組合のドリンクラリも含まれている。



大阪ではゴールドステッカー取得したミナミの12店で実験が11月24日に実施される。このドリンクラリは徳島市の繁華街をエリアに、同組合に所属する約10店舗が参加する予定。徳島県では他に、秋の阿波おどり、4店での飲食を伴うジャズライブなども対象となっている。

緊急事態宣言等解除後の取組・救援策

全国中央会が実現を要求

GOTOナイト・ドリンクへの支援も

全社連及び生衛16団体が構成する「一般社団法人・全国生活衛生同業組合中央会(大森利夫理事長)」は10月6日、「緊急事態宣言等解除後の取組・救援策」に関する要求書をまとめた。その後、自民党生活衛生同業連の国会議員などに提出した。経済回復への期待を込めたもので、生活衛生業が回復軌道に戻るまで救援策の継続も求めた。要旨は次の通り(飲食業関連を中心に要約)。

【要求の要旨】

1. GOTOキャンペーンの再開について
 - 新型コロナウイルス感染症の収束状況及び「ワクチン検査パッケージ」等の活用により、GOTOキャンペーンを再開していただくようお願いいたします。
 - 「GOTOナイト」も含め個人消費喚起事業への助成支援をお願いします。
 - 「ワクチン検査パッケージ」の活用、「第三者認証」に基づく飲食店、遠方への旅行等の制限解除を緩和をお願いします。
 - 新型コロナウイルスの接
2. 種別、PCR検査の結果及び第三者認証等に基づき「酒類提供を伴う飲食」の「遠方への旅行」「イベント」等の観客数などの行動制限を早期に解除・緩和していただく。ただし、次の事項について留意・改善する必要があります。
 - お客様の接種・検査歴等に関するトラブルの発生(グループ客の一人の接種が確認できない、証明書が忘れる等への対応)
 - 都道府県による第三者認証が遅れている場合に、補充措置として、生活衛生同業組合が実施している巡回指導によるガイドライン
3. 緊急事態宣言等の解除に伴い、「月次支援金」「協力金」等の支援を直ちに打ち切らないでください。生活衛生業16業種全般にわたる経済対策も要望。
 - 4. 支援・救済施策を拡充してください。
 - 要請に応じて「休業」「時間短縮営業」に協力してきた事業者への支援金、協力金等は総じて支援額が不足しています。長期にわたる影響を受け続けている業種の経営の実態、人流減少との関係、売上減少等を的確に捕捉し公平な支給に努めてください。また、今なお支給が遅延して資金繰りに影響が生じています。
 - 家賃負担軽減支援
 - ① 家賃負担軽減支援の実施、又は月次支援金や協力金の算定に家賃負担の要素を加味してください。
 - 特に、店舗・施設を複数所有する事業者が、給付金の対象から除外されないよう、1店舗・施設ごとの申請としてください。
 - ② 雇用調整助成金特例措置の延長・拡充
 - コロナ禍が続く中、特に宿泊業、飲食業の雇用環境は改善されていません。コロナ感染が収束し国民が安心して飲食、旅行等を楽しめるまで雇用調整助成金特例措置を延長し支給額を拡充してください。
 - ③ 融資関係
 - 事業者は資金調達に苦慮し悲鳴を上げています。コロナ関係融資については、

給付要件について	
要件1	対象月の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置(以下対象措置という。)に伴う 飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響 を受けていること
要件2	2021年の 月間売上が 、2019年又は2020年の同月比で 50%以上減少
給付額	=2019年又は2020年の基準月の売上-2021年の対象月の売上
中小法人等	上限 20万円/月
個人事業者等	上限 10万円/月
対象月	対象措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月
基準月	2019年又は2020年における対象月と同月
申請受付期間	9月分: 2021年10月1日~11月30日 10月分: 2021年11月1日~2022年1月7日

10月分については9月30日までに緊急事態宣言が解除された19都道府県の措置の影響を受けた事業者が対象。申請はホームページから電子申請が原則。申請前に登録確認欄に必要書類を添付し、申請書を送付してください。受付時間は8時30分~19時(土日、祝日含む)。専用ホームページは次の通り。 <https://jchijishienkin-go.jp/geisuishienkin/>

【申請までの流れ】ホームページでの申請書ダウンロード・印刷・封入・郵送

3-5777-0341

国の「月次支援金」制度

10月分の申請受付を開始 9月分は11月末まで

接客の個人事業者含め 飲食店の取引先など支援

経済産業省は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴い、営業時間の短縮や休業要請の影響を受けた飲食店の取引先などに原資を供給する「月次支援金」を支給している。9月分は11月30日まで、10月分は11月1日から来年1月7日が申請期間。

飲食事業者は対象措置の外出自粛の影響などで、自営体となる場合があるが、自治体の休業・時短要請に伴う協力金(国の地方創生臨時交付金を活用)の支給対象月は対象とならない。

対象月の売上げが昨年又は一昨年の同月比で50%以上減少したことも要件で、支給額は中小企業がひと月あたり最大20万円、個人事業者は最大10万円。要件を満たせば、個人事業者のホステスなど接客サービス業者も対象。

10月分については9月30日までに緊急事態宣言が解除された19都道府県の措置の影響を受けた事業者が対象。申請はホームページから電子申請が原則。申請前に登録確認欄に必要書類を添付し、申請書を送付してください。受付時間は8時30分~19時(土日、祝日含む)。専用ホームページは次の通り。 <https://jchijishienkin-go.jp/geisuishienkin/>

【申請までの流れ】ホームページでの申請書ダウンロード・印刷・封入・郵送

3-5777-0341

事務局日誌

8月17日 令和3年度第2回生活衛生対策事業会議。正副会長、専務理事、総務部長、経理部長、令和3年度第3回正副会長会議。正副会長、専務理事、総務部長、経理部長。

8月19日 会計チェック。角会計士、遠藤事務局員。

9月7日 執行部会議。友本会長、保志専務、伊藤総務部長、鈴木経理部長。

9月16日 令和3年度第3回生活衛生対策事業会議。正副会長、専務理事、総務部長、経理部長。

9月22日 令和3年度第3回理事会。書面採決。出席者は前同。

10月19日 会計チェック。角会計士、遠藤事務局員。

10月22日 執行部会議。友本会長、伊藤副会長、町田副会長、保志専務、伊藤総務部長、鈴木経理部長。

事前確認の予約と同機関による事前確認(TV会議/対面/電話)↓書類を送付し電子申請

【問い合わせ先】月次支援金事務局相談窓口012-0211-240。IP電話等からは03-6620-0479(通話料がかかる)。受付時間は8時30分~19時(土日、祝日含む)。専用ホームページは次の通り。 <https://jchijishienkin-go.jp/geisuishienkin/>

▲中央会がサポート事業
全国生活衛生同業組合中央会では、生衛組合員向けに月次支援金に関する行政書士による相談や申請前に必要な「事前確認」に対応している。問い合わせは03-5777-0341。

あの日が目に浮かぶ 音楽がある

著作権をまもることは、未来に音楽をつないでいくこと
記憶に残るメロディや歌詞。心をふるわす音楽に出会った喜び。
音楽とその想いが未来へずっとつながるように。
私たちJASRACは、著作権をまもり、音楽を生み出す作詞家・作曲家などの創作活動をこれからもしっかりと支えていきます。

JASRAC

一般社団法人 日本音楽著作権協会 〒151-8540 東京都渋谷区上原3-6-12 TEL (03)3481-2121(大代表) www.jasrac.or.jp

全社連関係13名が受賞の栄誉

厚生労働大臣表彰7名、中央会理事長表彰6名

令和3年度生活衛生功労者表彰

厚生労働省は10月中旬、令和3年度生活衛生功労者に対する厚生労働大臣表彰の受賞者を発表し、受賞者は計13名で、全社連関係は7名が受賞した。

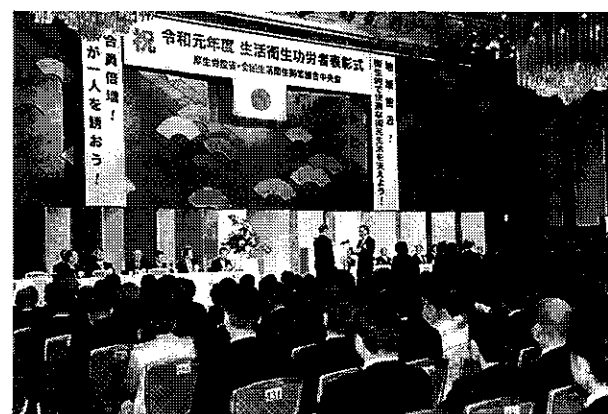
また、全社連生活衛生同業組合中央会による生活衛生功労者表彰式典が東京で行われ、今年度は新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、開催が見送られた。

全社連は昨年度から各受賞者に受賞の記念バッチを贈呈している。今年度は10月25日に受賞者が所属する各員組合に発送した。左表は全社連関係の受賞者の方々(敬称略)。

都道府県	氏名
福島県	緑川 和久
群馬県	鈴木 久子
埼玉県	加藤 勝徳
東京都	板橋 榮子
三重県	中野 ゆかり
熊本県	村上 節子
沖縄県	三条 ひとみ

都道府県	氏名
北海道	川村 隆夫
新潟県	皆川 芳之
三重県	川口 美敬
広島県	大串 竜二
大分県	阿南 隆
沖縄県	渡久地 等

全社連 受賞記念バッチ贈呈



新型コロナウイルスの感染状況を考慮し式典は中止に写真は一昨年の模様

業種・地域別の情報入手が可能



全国指導センターが運用



（公財）全生活衛生営業指導センターはモバイルアプリ「せいせいNAVI」の普及を進めている。スマートフォンやタブレットで生活衛生業にのり有益な各種情報を入手、検索できる。簡単に便利な無料のモバイルアプリ。業種や地域

等登録して進むと関連する情報が掲載され、詳細なページにアクセスすることが可能。コロナ関係の支援策の情報もある。また各業種の経営に関する先進的な事例の検索や参照、自店の経営診断などを行うことができる。なお、アプリの

全国指導センターは新型コロナウイルス支援ポータルサイトで10月20日、飲食・サービスにアクセスできるように、一部の県では宣言解除後の県独自の対策で、第三者認証の飲食店等で行われている。同様の認証制度は他の多くの県にもあり、取得が呼び掛けられている。

各県の制度のうち、9月、行動制限緩和の実証実験も第三者認証の飲食店等で行われている。同様の認証制度は他の多くの県にもあり、取得が呼び掛けられている。

利用で個人情報取得することはない」としている。インストールはApp StoreまたはGoogle Playストアからアプリをダウンロードする。QRコードを携帯端末で読み込む。iPhoneなどではバージョン13以上に対応。YouTubeのURLをエディットして動画のURLを共有できる。なお、アプリの

日本政策金融公庫 国民生活事業（生活衛生貸付） 主要利率一覧表

（会社及び個人）		（適用日：令和3年11月1日・年利：%）		（組合）				
融資の種類		利率（注1）		利率（注1）				
一般貸付	下記以外の設備資金	基準利率	1.06~2.85%	下記以外の設備資金	基準利率	1.06~2.65%		
	省エネルギー設備	特別利率A	0.66~2.04%	特定設備	特別利率C	0.30~1.75%		
	衛生設備	特別利率B	0.41~2.00%	共同購入運転資金	基準利率	1.06~2.36%		
	観光にかかる生産性向上の取組みを行うのに必要な資金	特別利率C	0.30~1.54%	振興事業貸付	振興事業施設のうち特定設備	特別利率C	0.30~1.75%	
	訪日外国人旅行者対応に必要な資金	特別利率A	0.66~2.45%		振興事業施設のうち特定設備以外のもの	基準利率	1.06~2.65%	
	設備資金	福祉増進資金 防災・環境対策資金 地域活性化・雇用安定資金	特別利率B	0.41~2.20%	振興計画に従って営業を営むのに必要な資金	基準利率	1.06~2.36%	
			特別利率C	0.30~1.45%	共同購入運転資金	基準利率	1.06~2.36%	
			基準利率	1.06~2.55%	利率改定のご案内			
		生活衛生新企業育成資金（注2、3）	特別利率A	0.66~2.25%	このたび、当公庫の貸付利率が改定され令和3年11月1日以降の新規貸付契約分から適用されることとなりましたので、ご案内申し上げます。			
			特別利率B	0.41~2.00%	（株）日本政策金融公庫 国民生活事業本部 生活衛生融資部			
			特別利率C	0.30~1.75%	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティノースタワー			
		生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金	基準利率	1.06~2.65%	Tel 03-3270-1651 生活衛生融資部 生活衛生企画グループ			
			特別利率A	0.66~2.25%	ホームページアドレス https://www.ifc.go.jp/			
			特別利率B	0.41~2.00%	※ 用途、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。			
		振興事業貸付	一般公共浴場施設・設備	特別利率C	0.30~1.45%	（注1）貸付利率は金融情勢によって変動しますので、適用利率（固定）は、記載されている利率とは異なる場合があります。		
特別利率E	0.30~1.75%			（注2）他に、東日本大震災にかかる拡充措置（被災者創業・被災地創業）がござります。				
特別利率A	0.66~2.25%			（注3）他に、創業後目標達成型金利がござります。詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。				
省エネルギー設備	特別利率B		0.41~2.00%	（注4）生活衛生同業組合等から、一定の会計書類を準備していることの確認及び事業計画の承認を受けた方が振興事業を行うための設備資金及び運転資金については、通常適用される利率より0.15%（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う方が必要とする資金については、適用される利率より0.30%）低い利率でご利用いただけます（一部、ご利用いただけない場合がございます。）。				
	特別利率C		0.30~1.75%	（注5）防災・環境対策資金のうち、事業継続計画（BCP）に基づき、耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修を行う方に適用されます。				
	特別利率A		0.66~2.25%	（注6）他に、東日本大震災、令和元年台風第19号等、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨に伴う拡充措置がござります。				
衛生設備（注4）	特別利率B		0.41~2.00%	（注7）適用する貸付制度に定める貸付利率が、基準利率以外の場合は、当該貸付利率が適用されます。特貸貸付に該当する場合は、貸付後3年間、基準利率より0.9%低い利率でご利用いただけます。なお、貸付利率の下限は、0.05%になります。				
	特別利率C		0.30~1.65%	（注8）適用する貸付制度に定める貸付条件が、東日本大震災復興特別貸付、令和元年台風第19号等特別貸付及び令和2年7月豪雨特別貸付に掲げる条件より有利である場合は、当該貸付条件が適用されます。なお、貸付利率の下限は、0.05%になります。				
	特別利率A		0.66~2.25%	（注9）貸付後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、2区分の利率が適用されます（貸付後3年間の利率は0.50%となります。）。				
観光にかかる生産性向上の取組みを行うのに必要な資金	特別利率J		0.30~1.80%	*1 次のいずれかに該当する方が働き方改革実現計画を実施するために必要な資金には、特別利率Aが適用されます。				
	特別利率I		0.30~1.80%	①非正規雇用の処遇改善に取り組む方				
	基準利率		1.06~2.65%	②事業場内最低賃金の引上げに取り組む方				
訪日外国人旅行者対応に必要な資金	特別利率A		0.66~2.25%	③従業員の長時間労働の是正に取り組む方				
	特別利率B		0.41~2.00%	④次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方（届出が義務付けられている方を除きます。）				
	特別利率C		0.30~1.75%	⑤女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方（届出が義務付けられている方を除きます。）				
振興事業施設のうち特定以外のもの	特別利率J（注5）	0.30~1.50%	⑥外国人労働者の雇用管理の改善に取り組む方					
	基準利率	1.06~2.65%	⑦障害者の雇用又は障害者に対する合理的な配慮の提供に取り組む方					
	特別利率A	0.66~2.15%	*2 次のいずれかに該当する方が働き方改革実現計画を実施するために必要な資金には、特別利率Bが適用されます。					
生活衛生新企業育成資金（注2、3、4）	特別利率B	0.41~1.90%	①非正規雇用の処遇改善に取り組む方であって、非正規雇用労働者の平均基本給を3%以上増額しようとする方					
	特別利率C	0.30~1.65%	②従業員の長時間労働の是正に取り組む方であって、勤務間インターバル制度を新たに導入しようとする方					
	特別利率I（注5）	0.30~1.50%	③次世代育成支援対策推進法第13条に基づく「子育てサポート企業」（くるみんマーク）の認定を受けた方					
生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金（注4）	特別利率A	0.66~2.25%	④女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に基づく認定を受けた方					
	特別利率B	0.41~2.00%	⑤青少年の雇用の促進等に関する法律第15条に基づく「ユースフル認定企業」の認定を受けた方					
	特別利率C	0.30~1.75%	⑥障害者の雇用又は障害者に対する合理的な配慮の提供に取り組む方であって、障害者の雇用の促進等に関する法律第77条に基づく認定を受けた方					
生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金（注4）	基準利率	1.06~2.36%	*3 創業支援貸付利率特例制度を適用する場合は、通常適用される利率より0.30%低い利率でご利用いただけます。					
	特別利率A	0.66~1.96%	*4 設備資金貸付利率特例制度（全国版）を適用する場合は、通常適用される利率より貸付後2年間0.50%低い利率でご利用いただけます。					
	特別利率B	0.41~1.71%	*5 設備資金貸付利率特例制度（東日本版）を適用する場合は、通常適用される利率より全期間0.50%低い利率でご利用いただけます。					
防災・環境対策資金 地域活性化・雇用安定資金	特別利率C	0.30~1.46%						
	基準利率	1.06~2.06%						
	特別利率A	0.66~1.66%						
生活衛生セーフティネット貸付	基準利率	1.06~2.06%						
生活衛生企業再生貸付	特別利率A	0.66~1.95%						
生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（注6）	特別利率F	1.21%						
災害貸付	基準利率（注7）	1.21~1.70%						
東日本大震災復興特別貸付 （震災直接被害関連・震災間接被害関連）（注8）	1.21~1.70%（当初3年間最大-1.4%）							
東日本大震災復興特別貸付 （震災セーフティネット関連）	基準利率	1.06~2.06%						
	特別利率R	0.86~1.86%						
	特別利率N	0.76~1.76%						
	特別利率U	0.56~1.56%						
令和元年台風第19号等特別貸付、令和2年7月豪雨特別貸付（直接被害者・間接被害者）（注8）	1.21~1.70%（直接被害者：当初3年間-0.9%）							
令和元年台風第19号等特別貸付、令和2年7月豪雨特別貸付（セーフティネット関連）	基準利率	1.06~2.25%						
新型コロナウイルス感染症特別貸付	1.21~1.50%（当初3年間-0.9%）							
新型コロナウイルス感染症対策支援強化特別貸付（注9）	0.50~2.95%（当初3年間0.50%）							
衛生環境激変特別貸付	基準利率	1.06~2.36%						
	特別利率C	0.30~1.46%						